



宮 崎 県 公 報

平成26年6月5日(木曜日) 第 2596 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 2	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について…………… (自然環境課) 2	

○特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 2	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3	
公 告	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 3	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 3	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (“) 4	
○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 4	
○公共測量の実施の通知 (2件) …………… (管理課) 4	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 360号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年6月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
保険調剤薬局つつみ	小林市堤3026-6	平成26年5月7日
サン薬局久保原店	都城市久保原町2060番地9	平成26年5月1日
訪問看護ステーションひとしづく	延岡市伊形町5006番地1	平成26年4月28日
宇宿医院	都城市栄町18-18	平成26年4月7日
あやめ薬局	児湯郡高鍋町大字上江字堂ヶ瀬 207番8	平成26年4月1日
セントケア訪問看護ステーション延岡北	延岡市日の出町1丁目4-4 サンルートビル 102A	平成26年4月1日
訪問看護ステーションはび	児湯郡新富町大字三納代2226-2	平成26年4月1日

宮崎県告示第 361号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとさ

れた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年6月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
三股町訪問看護ステーションなごみ	北諸県郡三股町大字樺山3902番地

2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
北諸県郡三股町大字樺山3902番地	北諸県郡三股町大字樺山3384番地2	平成17年3月27日

宮崎県告示第 362号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年6月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
保険調剤薬局つつみ	小林市堤3006番地14	平成26年5月6日
宇宿医院	都城市栄町18号18番地	平成26年4月6日

宮崎県告示第 363号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年 6 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年月日
四ノ宮 良明 (合同会社太陽 コス モ)	延岡市中町 2 丁目 2 番24	平成26年 4 月 1 日
土屋 研太 (ひなた整骨院)	延岡市日の出町 1 丁目 4 - 4 サンルートビル 102B	平成26年 4 月14日

宮崎県告示第 364号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第 2825号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する都城市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 6 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
都城市役所
阿部友美、永井亮介、鎌田逸男、鎌田久廣、吉村史朗、橋口源之丞、橋口清次、橋口保弘、隈元啓文、栗山イツ、栗山軍太、栗山幸子、栗山勝衛、栗山正憲、栗山正樹、栗山正勝、栗山頼子、桑田國夫、高橋正久、黒木ナカ、崎村知子、鮫島康子、山下スマ、山下正雄、森山トメ、神田健一、石川タミ、川村マチ、川野和枝、前村末盛、前畑ミチ子、東野重盛、東野盛男、竹山久義、田中孝一、東口多喜子、白崎フク、迫田盛男、武石キミ、野口茂子、立山三男、立山不二夫
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2825号によること。

宮崎県告示第 365号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、平成26年11月 1 日から平成26年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成26年 6 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付 時 間	検査場所	検査区域
質量計	7 月18日	午前10時30分から 午後 1 時30分まで	須木総合 ふるさと センター	小林市須 木全域
	7 月23日	午前10時30分から 午後 3 時まで	高原町役 場	高原町全 域
	7 月25日	午前10時から 午後 3 時まで	小林市野 尻庁舎	小林市野 尻全域
	7 月18日 から 9 月 30日まで	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	宮崎県計 量検定所	西諸県郡 全域
質量計	8 月 6 日	午前10時から 正午まで	都城市沖 水地区公 民館	都城市全 域
	8 月 6 日	午後 1 時30分から 午後 3 時30分まで	都城市庄 内地区公 民館	都城市全 域
	8 月 7 日	午前10時から 午後 3 時まで	都城市小 松原地区 公民館	都城市全 域
	8 月 8 日	午前10時から 午後 3 時30分まで	都城市小 松原地区 公民館	都城市全 域
	8 月 6 日 から 9 月 30日まで	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	宮崎県計 量検定所	都城市全 域
質量計	8 月21日	午前10時30分から 正午まで	日南市役 所鶴戸支 所	日南市全 域
	8 月21日	午後 1 時30分から 午後 3 時まで	日南市下 方宮農研 修センタ ー	日南市全 域
	8 月22日	午前10時30分から 午後 3 時まで	日南市役 所	日南市全 域
	8 月25日	午前10時30分から 午後 3 時まで	日南市北 郷町農村 環境改善 センター	日南市北 郷町全域
	9 月 4 日	午前11時から 午後 3 時まで	串間市総 合保健福 祉センタ ー	串間市全 域
	9 月 5 日	午前10時30分から 午後 3 時まで	日南市南 郷町総合 支所総務 課横車庫	日南市南 郷町全域
8 月21日 から10月	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	宮崎県計 量検定所	日南市、 串間市全	

	31日まで			域	
質量計	9月17日	午後1時30分から 午後3時30分まで	島野浦島 開発総合 センター	延岡市全 域	4 有効期間 平成26年5月1日から平成26年7月31日まで
	9月18日	午前9時30分から 午後4時まで	延岡市中 小企業セ ンター	延岡市全 域	5 免税証に記載した販売店の名称 日向農業協同組合 日知屋給油所
	9月19日	午前9時30分から 正午まで	延岡市中 小企業セ ンター	延岡市全 域	6 紛失年月日 平成26年5月19日
	9月17日 から10月 31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計 量検定所	延岡市全 域	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成26年6月5日 宮崎県知事 河野俊嗣
備考					1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら吉村店 宮崎市東部第二土地区画整理事業地内（1画地及び2画地）
検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。					2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
宮崎県告示第366号					3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。					4 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年1月21日
平成26年6月5日					5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,167㎡
宮崎県知事 河野俊嗣					6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側及び南側 50台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側（駐輪場No.1） 30台 建物南側（駐輪場No.2） 5台 合計 35台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側 30㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南西側 32㎡
1 一ヶ岡第1地区					7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時45分から午後8時15分まで (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 店舗敷地南側及び東側 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
(1) 区域の表示					8 届出年月日 平成26年5月20日
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線により囲まれた土地の区域					9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(2) 標柱の表示					
標柱番号	標柱の存する土地				
1	延岡市南一ヶ岡2丁目6番184				
2	" " 6丁目7番177				
3	" " 6丁目7番179				
4	" " 6丁目7番178				
5	" " 6丁目7番178				
6	" " 2丁目6番184				
公 告					
宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。					
平成26年6月5日					
宮崎県知事 河野俊嗣					
1	免税証の種類 50ℓ券20枚、100ℓ券18枚				
2	用途 漁船				
3	記号及び番号 50ℓ券 F 6400559～F 6400578 100ℓ券 G 6400732～G 6400749				

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成26年6月5日から平成26年10月6日まで

10 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間
平成26年6月5日から平成26年10月6日まで

11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー・キッド延岡野田店
延岡市野田町1863-1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成26年3月31日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成26年6月5日から平成26年7月7日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、尾鈴北第3地区県営土地改良事業（川南町、畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を定めた。
なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年6月5日から平成26年7月3日まで
- 3 縦覧場所
川南町役場農村整備課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

平成26年6月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）
- 2 作業地域
都城市全域
- 3 作業期間
平成26年5月2日から平成26年12月15日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、三股町長から次のとおり通知があった。

平成26年6月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）
- 2 作業地域
三股町全域
- 3 作業期間
平成26年5月2日から平成27年3月31日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第8号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成26年6月5日
宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

- 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
施設警備	2級	平成26年9月9日（火）午前9時30分から午後5時ころまでの間

- ※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。
- 2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成26年7月28日（月）から8月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、雨合羽等必要品を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全

企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--